愛知県立小牧工科高等学校 生徒指導の手引き

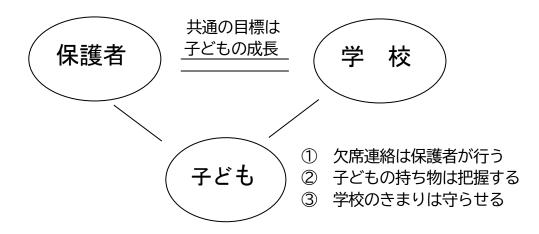
保護者の皆様へ

必要に応じて印刷し、お子様の卒業まで保管してください。 また、内容が変更する際には本校 HP 上、または安心メールでお伝えします。

高等学校就学にあたり

1 何を学ばせるか

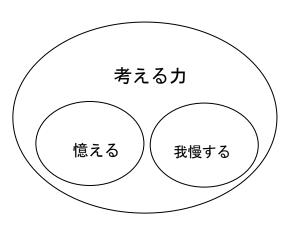
子どもに自分の立場を学ばせる



2 学校で身に付けること

生きる力

- ① 決められた事ができる (自分をコントロールする力)
- ② 不測の事態に対応できる (自ら考える力)



"神経"は使うことによって発達する

3 保護者と学校の連携

- ① 何かあったらまず連絡
- ② 顔を合わせて相談

スクール・ミッション

- ・地域の工業教育の拠点として、社会や時代の変化に主体的に対応し、地域及び 日本の産業の未来を担う技術者の育成を目指す学校
- ・豊かな人間性、社会性と創造力を備え、技術を通して社会の発展に寄与しよう とする生徒の育成を目指す学校

スクール・ポリシー

目指す生徒像(育成を目指す資質・能力に関する方針)

- 1. コミュニケーション能力を身に付け、失敗を恐れず困難な問題に挑戦することができる人
- 2. 多様性を尊重し、他者とともに協力して新しい社会を創ることができる人
- 3. 自分の道を見つけ、学科やコースの専門性を追求し、地域社会のために貢献 することができる人

本校における学び(教育課程の編成及び実施に関する方針)

- 1. 各学科・コースの専門性を追求するスマートな学びの実現
- 2. 「主体的・対話的で深い学び」を意識した学習指導
- 3. 個々の生徒に合った ICT を活用した学習支援
- 4. 地域社会と連携したキャリア教育
- 5. 人間力を磨く特別活動(学校行事等)

入学を期待する生徒像(入学者の受入れに関する方針)

- 各学科・コースに興味があり、ものづくりにおける高い技術・技能の習得を 目指して学習し、工業に関する職業に就く意思が明確である人
- 2. 専門領域だけでなく、他分野にも幅広く学習し挑戦する意欲溢れる人
- 3. 学習に限らず、学校行事や部活動、資格取得などにも積極的に取り組みたい と考えている人

校訓

空理空論をいやしみ、 知識を筋肉にたくわえ、 創造と実践の喜びを体得する。

本校においては、このスクールミッションを目指し、次に記す「各規定」 を用いて、「生徒心得」に従って、生徒指導にあたっています。

高校生の健全育成に欠くことができないものは、学校と保護者との間の共 通見解と信頼関係であります。学校におきましては、お預かりしたお子様を 大人に近づけて卒業させることに全職員一丸となって力を注いでまいる所存 です。

保護者の皆様におかれましては、本校の「各規定」および「生徒心得」を 熟知していただいた上で、ご家庭でのお子様の教育に力を注いでいただき、 本校での教育活動にもご協力いただきますようお願い申し上げます。

生活指導方法について

1 指導拒否	授業進行に影響のない場合	授業優先・終礼後に指導	
	授業進行に影響がある場合	即刻、生徒指導部にて指導	
2 頭 髪 および 化 粧	脱色・染色・特異な髪型	改善まで継続指導	
	逆さだった髪・化粧	その場で改善させる	
	長さ 前髪は目に掛からない長さとする 肩に掛かる長さの髪は結髪する	<u>身だしなみ指導で徹底</u>	
3 制 服	変形の上着・ズボン・スカート	改善まで継続指導	
	改善できる乱れ(ズボン裾・スカート丈等) (スカート丈は膝の中央を基準とする)	翌日までに直させ確認	
4 通信機器	スマートフォン等	その場で注意、担任・生徒指導部で指導。	
5 不要物品		その場で預かり、終礼後に指導・返却	

特別指導に該当する不適切行為

- ① 教員への指導拒否・暴言
- ② 粗暴行為(暴力·器物破損等)
- ③ 考査における不正行為
- ④ 喫煙・飲酒・賭博
- ⑤ 交通非行(P13『交通安全のための宣言』に違反するもの)
- ⑥ 無断アルバイト・怠学
- ⑦いじめ・いやがらせ等人権侵害(SNS なども含む)
- ⑧ その他、法律に違反する行為

上記以外にも、特別指導の必要があると学校が認めた不適切行為については特別指導とする。

特別指導の種類

①校内での特別指導

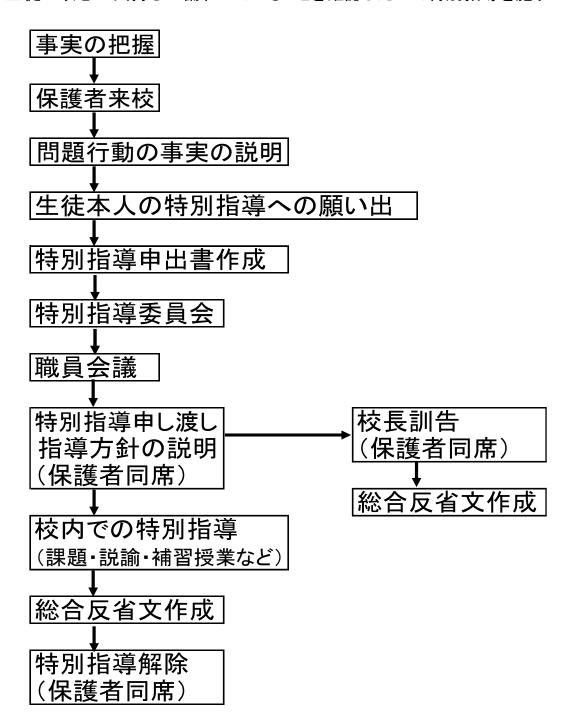
HR から離れ、一人で課題に取り組む。教員や保護者と対話と続け、自己と向き合い 内省を図る。

②校長訓告

保護者同席のうえ、学校長からの訓告を受ける。訓告内容をふまえ、作文を書いて 自分の思いを言語化することで内省を図る。

特別指導に該当する行為発生時の流れ

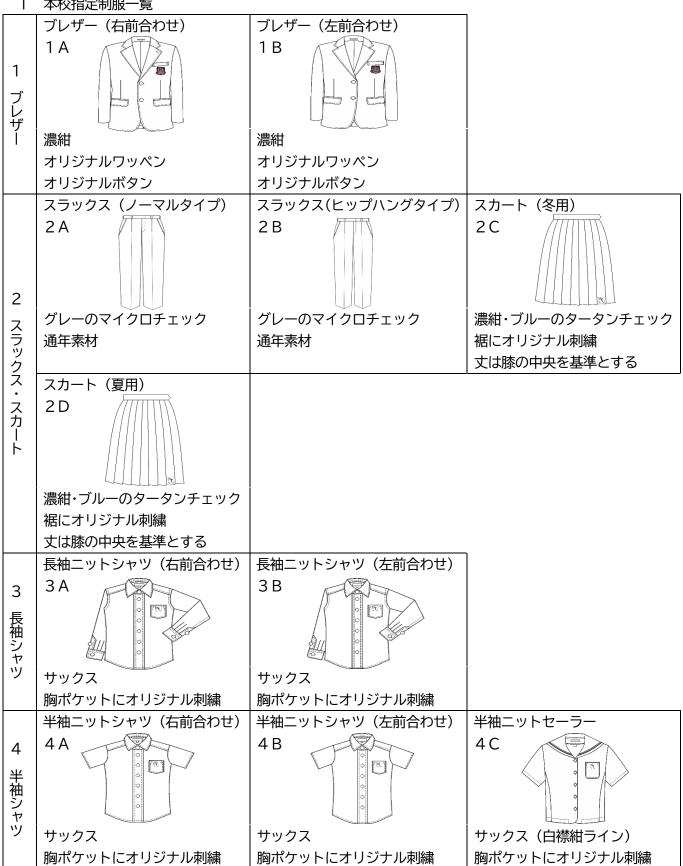
- 1 事実を正確に把握する
- 2 保護者に来校していただき、学校から事実を伝える
- 3 生徒に改心の気持ちが備わっていることを確認した上で特別指導を施す



各規定

<服装規定>

1 本校指定制服一覧



5	ネクタイ(大)	ネクタイ(小)	リボン
ネクタイ・	5 A	5 B	5 C
リボン	シルバー・白紺ストライプ	シルバー・白紺ストライプ	シルバー・白紺ストライプ
ン	ワンタッチ式	ワンタッチ式	ワンタッチ式
	半袖ポロシャツ	セーター	
6・7 その他	6	7	
	サックス	紺(首回りシルバーライン)	
	左胸にオリジナル刺繍	左胸にオリジナル刺繍	

2 制服の着用について

- (1) 本校指定制服を、気候条件等に合わせて自由に組み合わせて着用する。ただし、式典時等指示があった際は次に示す基本の組み合わせで着用する。
 - ・冬季(基本) 「ブレザー」、「長袖ニットシャツ」、「ネクタイ」または「リボン」、「スラックス」または「スカート」
 - ・夏季 (基本)

「半袖ニットシャツ」または「半袖ニットセーラー(+リボン・任意)」、「スラックス」または「スカート」

- (2) 長袖ニットシャツおよび半袖ニットシャツは裾をスラックスまたはスカートの中に入れて着用する。半袖ニットセーラーおよび半袖ポロシャツは裾を出して着用する。
- (3) アンダーウェアー(シャツ類)は、透けに配慮したものとする。

3 ベルトについて

- (1) スラックス着用時は必ずベルトを着用すること。
- (2) スカート着用時のベルトの着用は認めない。
- 4 履物について

装飾や形が特異なものは不可。サンダルは不可。

5 防寒具について

防寒具(コート・帽子・耳当て・マフラー・手袋)は、装飾や形が特異でないものとする。

<所持品規定>

- 1 所持品について
 - (1)装飾品の着用、不要品の持ち込みは認めない。
 - (2) 金銭の所持は必要最小限にとどめる。
 - (3) 通信機器 (スマートフォン等) の扱いは次のとおりとする。
 - ア 基本的に学校で個人の通信機器は使用しない。
 - イ 登校時は8:45までに通信機器の電源を切って鞄の中に保管する。 AST 後、校舎外(屋外)でのみ 使用可。
 - ウ 定期考査や課題考査の会場に通信機器を持ち込むことは不正行為とみなす。 (不正行為は当該科目の得点を0点とした上、特別指導とする。)
 - エ 日常の学校生活において、学校職員が生徒の通信機器を目視確認した場合は、「マナーを乱す行為」 として指導する。
- 2 スクールバッグについて
 - (1) ふたができ、貴重品が管理できる形状であること。
 - (2) 他校の校章入りのバッグ(中学も含む)は使用しない。
 - (3) バッグ無しでの登下校は認めない。また、ビニル袋は、バッグとして認めない。
 - (4) スクールバッグとして相応しくないものに関しては、適宜指導を行う。

<頭髪規定>

- 1 清潔を旨とし、常に整髪する。
- 2 パーマ・脱色など、あらゆる加工を禁ずる。
- 3 前髪は、目にかからない長さとする。
- 4 華美な髪留め・ピン・ゴムは使用しない。
- 5 授業等において、安全で円滑な活動ができるよう整える。

<自動車学校通学規定>

- (1)「交通安全宣言」の精神を本校の指導方針とする。
- (2) 卒業後必要となる第一種普通自動車免許及び、準中型自動車免許取得のため、3年生に対し、自動車学校への通学を許可する制度を設ける。ただし、生活指導上問題のある生徒および学業において卒業が見込めない生徒はこれを認めない。
- (3) 各学期末において、成績不振科目を有する生徒は、担任と保護者の相談を前提として、生徒指導部で審議する。
- (4) 原則として本校指定の自動車学校に通学する。
- (5) 自動車学校通学希望者は、所定の「自動車学校通学許可願」及び、「自動車学校卒業証明書受渡依頼書・ 同受取依頼書」を担任に提出する。
- (6) 自動車学校への通学の許可は、生徒指導部から許可証を渡すことによって認める。尚、自動車学校通学 時は許可証を携帯すること。
- (7) 自動車学校への通学許可期間は11月1日以降とし、本校が認めた通学可能日のみ通学を認める。学校の正規の課業に支障がある通学は認めない。
- (8) 卒業日まで交通安全宣言を厳守することを誓約する。
- (9) 免許取得は、原則として卒業式の翌日以降とする。
- (10) 卒業式以前に自動車学校を卒業した場合は自動車学校卒業証明書を本校で保管する。

生徒心得

私たちは、愛知県立小牧工科高等学校生徒としての誇りと責任をもって、よい校風の樹立をめざして民主的で楽しい学校生活を送るとともに、心身ともに健全な社会人になれるように心がける。

1 学業

- (1) 始業10分前までに登校し、遅刻しないようにする。
- (2) 始業から終業までは外出をしない。やむを得ないときは、学級担任(不在時は副担任、学科)に外出の 許可を得て外出する。
- (3) 授業に対しては常に真剣な態度でのぞみ、また学習成果をあげるために、予習・復習を十分に行う。
- (4) 授業後は、所属する部活動などで、心身を鍛錬し、広い教養を身につけるように心がける。
- (5) 考査のときは、別に定める考査心得を厳守して、良心に恥じない行動をとる。
- (6) あらかじめわかっている欠席・忌引・遅刻・早退・欠課は、事前に学級担任に保護者より連絡する。
- (7) 欠席が連続一週間を超える場合は、事前に保護者から学級担任へ連絡する。病気欠席の場合には医師の 診断書を添える。
- (8) 遅刻をしたときは、普通科職員室で入室の許可を得てから教室に入る。早退をするときには、学級担任 (不在時は副担任、学科) に届け出た後、早退の許可を得て帰宅する。

【備 考】 忌引の期間は、次のとおりとする。

・ 父母の死亡・ 祖父母・兄弟姉妹の死亡・ 親族の死亡・父母の法要1日

2 礼儀作法

- (1) 時と場所に応じた適切な挨拶ができるように心がける。
- (2) 言葉を正しく使い、他人に不快感を与えないようにする。
- (3)室内・廊下では、騒がしい行動や言葉は慎む。
- (4) 言動はあくまでも理性的であり、暴力の行使は絶対に禁止する。
- (5) 授業中は静粛にして他人の迷惑にならないようにし、自ら学ぶ姿勢を常に備える。

3 環境美化・整備

- (1) 校内は、常に清潔にし、環境の整備に努める。
- (2) 清掃当番は分担箇所の清掃を毎日行う。また下校の際は、必ず戸締りをする。
- (3) 清掃道具は学級の保健厚生委員で管理し、清掃に支障のないよう整備する。
- (4) 各室の備品は無断で持ち出したり、移動させない。
- (5) 校舎・校具は、すべて公共物であることを考え、その取扱いを丁寧にし、破損したり、落書きしたりしない。万一誤って校舎・校具などを破損したときは、速やかに破損届を学級担任を通して、保健厚生部に提出し、実費を弁償する。
- (6) 校内に掲示などをするときは、生徒会の許可を受け、指定の場所で掲示などを行う。許可の期間は、原則として一週間以内とする。
- (7) 校内でビラ・刊行物などを配布するときは、生徒会の許可を受けて配布を行う。

4 身だしなみ

服装・頭髪は、すべて端正・清潔で質素を旨とし、本校規定を遵守する。特別な場合や判断に迷う場合は、 学級担任を通して生徒指導部に申し出る。

5 所持品

- (1) 生徒としてふさわしくない書物や電子データ類、その他の不適切、学習に不要な物品は所持しない。
- (2) 必要以外の金銭を、所持しない。
- (3) 所持品には、かならず「学校名・生徒番号・氏名」を記載する。
- (4) 貴重品は自己責任において管理する。教室を移動する際には移動先まで携行する。
- (5) 金品を紛失・拾得あるいは盗難にあったときは、ただちに学級担任を通して生徒指導部に届け出る。
- (6) 金品の貸借はお互いに慎む。また、無断で金品を徴集してはならない。

6 通 学

- (1) 交通法規を遵守し、交通マナーの向上に心がけるとともに、事故の防止に細心の注意を払う。
- (2)公共交通機関を利用する場合、周囲の一般利用者が心地よく利用できるようなマナーを心がける。
- (3) 自転車通学を希望する者は自転車保険に加入し、所定の自転車通学許可願を学級担任を通して生徒指導部に提出し、自転車の点検を受ける。
- (4) 自転車通学を許可された者は、使用する自転車に登録ステッカーを貼りつけ、指定の自転車置場に整頓 して駐輪し、必ず施錠をする。登録ステッカーを紛失したり、自転車を新しくしたときは速やかに生徒指 導部へ連絡し、再交付を受けること。なお、自転車通学をやめるときは、その旨を生徒指導部へ届け出る。
- (5) 自転車の改造はしない。また安全に乗車できるよう常に整備しておく。
- (6) 自転車を利用する際には安全面を考慮しヘルメットを着用するよう努める。
- (7) 電動キックボードでの通学は認めない。

7 校外生活

- (1) 常に本校生徒としての自覚を持ち、規律正しく、すべてにおいて責任を持って行動する。
- (2) 高校生としてふさわしくない場所への出入りはしない。
- (3) 飲酒・喫煙およびこれに類する行為は、学校の内外を問わず禁止する。
- (4) 交際は、同性・異性間を問わず明朗公正に行い、広く社会の人々の誤解を招くような行動は慎む。
- (5) 一般社会人との交際・会合または行事への参加は、生徒としての自覚と限度をもって行う。
- (6) 外出する場合には、行き先・帰宅時間などを保護者に告げるよう習慣付ける。また夜はむやみに外出しない。
- (7) 旅行は原則として、保護者またはこれに順ずる者と行動をともにすることが望ましい。
- (8) 旅行をする場合、学生生徒旅客運賃割引証(学割)を利用しようとする者は、所定の学生生徒旅客運賃割引証交付願を、学級担任を通して事務室に提出し、交付を受ける。
- (9)「交通安全のための宣言」を尊重する。
- (10) アルバイトは学習への影響、生活の乱れ、非行化を憂慮し、原則禁止ではあるが保護者から申し出があった場合は許可制とする。
- (11) 高校生として不適切な誘惑に対して厳然たる態度でのぞみ、いかなる場合にも冷静な判断のもとに行動する。

8 その他

- (1) 休日に登校して、校舎・校具・運動場などを使用したいときは、事前に担当職員(部顧問、学級担任など)に申し出て許可を受ける。
- (2) 学校の内外を問わず、犯罪などの被害を受けた場合、あるいは交通事故およびその他の事故のあった場合には、速やかに学級担任を通して生徒指導部に届け出る。

考查心得

- (1) 考査期間中は出席番号順に着席する。
- (2) 遅刻者は普通科職員室へ行き、指示を受ける。 試験終了の合図までは、受験できる。ただし、試験開始 25分を超えたときは、欠課となる。
- (3) 答案記入に支障のある机に限り、監督の先生の許可を得て下敷きの使用ができる。
- (4) 考査場では、考査に必要な用具以外は考査開始前に、教室の外(廊下の教室より)に整頓しておく。(机の中に教科書等を入れておいてはならない。)

使用できる用具:鉛筆、シャープペンシル、消しゴム、鉛筆削り、その他出題者より許可のあるもの。 通信機器(スマートフォン等)は持ち込みを禁止する。また、アラーム付の時計はアラームを解除すること。 (5)次の行為も不正行為とする。

ア 試験場に通信機器(スマートフォン・スナートウォッチなど)を持ち込むこと。

イ 机の中に教科書、参考書、ノート、プリント等が入っていること。

- (6) 考察中は物品の貸借、私語、わき見等不正行為と思われるようなことはしてはならない。
- (7) 考査時間終了前に、答案用紙を提出することは認めない。
- (8) 考査時間終了と同時に鉛筆を置いて、直ちに答案を提出しなければならない。
- (9) 考査時間割発表の日より考査終了までは許可なしで、職員室に入室できない。
- (10) 考査時間割発表の日より、考査終了まで、部活動を禁止する。
- (11) 正当な理由により、定期考査を受験することができなかった者については、原則として当該科目の考査素点は見込み点とする。ただし、見込み点の算出において、直前の考査素点が無い場合は、本人の願い出により、欠席追考査を受験できる。ただし、病欠の場合は診断書等を添えるものとする。
- (12) 答案返却時に机上に出して良いものは赤ペンのみとする。鉛筆・消しゴム等、他の用具を出して不正行 為と思われるようなことはしてはならない。

『交通安全のための宣言』

本校生徒の保護者一同は、学校の場で行われる交通安全指導に全面的に協力し、生徒の交通安全の徹底について確約することを、保護者全員の名においてここに宣言します。

この宣言の具体的内容

- 1 在学中、自動車・オートバイ等の免許は取らせないこと。
- 2 在学中、自動車・オートバイ等を運転させないこと。
- 3 在学中、自動車・オートバイ等を買いあたえないこと。
- 4 在学中、他人の自動車・オートバイ等に同乗させないこと。

異常気象時の対応について

- 1 「特別警報」が発表された場合
- (1)登校する以前に、「特別警報」が、小牧市もしくは隣接する市町村に発表されている場合は、当日の授業を 行わない。
- (2) 登校後に、「特別警報」が、小牧市もしくは隣接する市町村に発表された場合は、即刻授業を中止し、生徒の生命・安全を確保する最善の対応を行う。
 - ア 気象・交通機関及び通学路の状況等を判断し、生徒を安全に帰宅させうると判断したときは、速やかに下校をさせる。
 - イ 通学路が危険と認められるときや通学距離等により帰宅が困難と認められるときは、生徒を校内に留め 置き、安全を確保する。

生徒を校内に留め置き、「特別警報」が解除された場合は、災害の状況及び気象・通学路の状況等に係る情報収集を行い、生徒が安全に下校できないと判断した場合は引き続き校内に留め置き、生徒の安全を確保する。

- (3) 警報解除後の授業については、災害の状況及び気象・通学路の状況等に係る情報収集を行い、生徒が安全 に登校できると判断できた場合に学校から連絡のうえ開始する。ただし、下記(4)の場合は登校しなくて よい。
- (4) 居住地または通学経路に「特別警報」が発表されている場合や、通学路の冠水・河川の増水等により登校が危険な場合、交通機関の途絶等により登校が困難な場合。
- 2 「暴風警報」・「暴風雪警報」が発表された場合
- (1)登校する以前に、「暴風警報」・「暴風雪警報」が、小牧市もしくは隣接する市町村に発表されている場合 ア 始業時刻2時間前までに警報が解除された場合は、平常通り授業を行う。
 - イ 始業時刻2時間前以降午前11時までに警報が解除された場合は、解除後2時間を経て、授業を始める。
 - ウ 午前 11 時以降警報が継続されている場合は、当日の授業を行わない。 ただし、下記(3)の場合は登校しなくてよい。
- (2) 登校後に、「暴風警報」・「暴風雪警報」が、小牧市もしくは隣接する市町村に発表された場合
 - ア 気象・交通機関及び通学路の状況等を判断し、生徒を安全に帰宅させうると判断したときは、授業を中止し速やかに下校させる。
 - イ 通学路が危険と認められるときや通学距離等により帰宅が困難と認められるときは、生徒を校内に留め 置き、安全を確保する。
- (3) 居住地または通学経路に「暴風警報」・「暴風雪警報」が発表されている場合や、通学路の冠水・河川の増水等により登校が危険な場合、交通機関の途絶等により登校が困難な場合。

南海トラフ地震等の大規模地震に関する緊急時の対応について

1 南海トラフ地震に関連する情報(臨時)<注記1>が発表されたとき 原則として授業などの教育活動は継続されます。各家庭においても、地震に対する備えをして下さい。 <地震への備えの例>

家具の固定、避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の取り決め、家庭における備蓄の確認など

- 2 大規模地震が発生したとき
 - (1) 在宅時・・・まず身の安全を確保する。
 - (2) 登下校時・・・まず身の安全を確保する。その後状況に応じて学校、自宅、避難場所などへ行く。

(3) 在校時・・・まず身の安全を確保する。その後学校の指示に従い対応する。 いずれの場合でも安全を確保できた後、電話、メール、災害用伝言ダイヤルなどで学校への安否連絡をする。

<災害用伝言ダイヤル>

大規模災害が発生した場合に運用されるシステムで、家族や学校に安否・居場所等を知らせる会話を30秒 以内で録音・保存できる声の伝言板です。(注) 伝言の保存期間は2日間です。

(1) 安否・災害状況の連絡(録音)

「171」 → 「1」 → 「自宅の電話番号」→ 〔(伝言内容を言う)・・・・〕

(2) 家族・学校からの連絡を聞く(再生)

「171」 → 「2」 → 「自宅(学校 0568-77-6275)の電話番号」

3 大規模地震後の学校再開について

学校再開については、電話、学校のホームページ、メール配信、災害用伝言ダイヤルなどで連絡する。ただし、 交通機関・通信手段の途絶などにより安全に登校できない場合は、安全が確認できるまで登校しなくてもよい。

<注記1> 南海トラフ地震に関連する情報(臨時)の発表条件 [平成29年11月1日から運用開始]
☆南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調
香を開始した場合、または調査を継続している場合

☆観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高 まったと評価された場合

☆南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合

願い書・届書等一覧

欠席・遅刻・早退などの保護者から学校への事前の連絡は電話・安心安全メールを利用する。 (この連絡を受けて、学校から保護者に確認の電話連絡をします。)

<その他>

諸届・許可願名称	用紙のある室	備考	
在学証明書交付願	事務室	以亜とかる口の1.周囲 <u>並</u> までに担山	
卒業見込証明書交付願	争伤主	必要となる日の1週間前までに提出 	
公共物破損届	事務室・職員室	関係教員をとおして提出	
日本スポーツ振興センター届	保健室	外傷等に対する治療費の保険	
早退許可願・外出許可願	担任がいる部屋	- 計画記を発行	
遅刻入室許可願	普通科職員室	許可証を発行	
自転車通学許可願		自転車通学届を指導部に提出し、ステッカーを貼って許可	
アルバイト許可願		保護者から担任に直接申し出る	
異装願			
自動車学校通学願		3年生の二学期以降のみ許可	
紛失・盗難届		指導部担当者に提出	
追考査・追認考査受験願		学級担任をとおして提出	
旅客運賃割引証交付願		担任をとおして割引証を発行	

- ~ 規範意識を高めよう ~ ・・・・・学校・社会のルールを絶対に守る
- 1 スマートフォン・携帯電話・パソコンでのインターネットの利用について

現代社会は高度情報通信社会と呼ばれ、スマートフォンや携帯電話からいつでもどこでも、気軽にインターネットに接続でき大変便利になっています。

しかし、その一方で様々なネットでの犯罪やいじめが起きており、それに未成年者が巻き込まれるケース が増加しています。また被害者だけでなく、加害者になるケースも出ています。

- ◎インターネットに関する犯罪(サイバー犯罪)の被害者にも加害者にもならないために、知識を持ち、安全な使い方をしましょう。
- <SNS・コミュニケーションツール・プロフ・メールなどによるいじめ>

相手を傷つけるような言葉や軽い気持ちで書き込んだ言葉でも相手をひどく傷つけてしまうことがあります。さらに、ネット上では内容がエスカレートしがちです。書き込んだ内容を読んで相手がどのような気持ちになるかをよく考えましょう。

◎悪質な誹謗中傷やいじめは犯罪となります。

<個人情報の流失>

SNSなどに安易に個人の特定ができる情報を掲載しない。他の人に利用され、嫌がらせなどの被害や誘い出し・脅迫・詐欺などの犯罪に巻き込まれる危険性があります。

名前、学校名、住所、電話番号、メールアドレス、マイナンバー、写真(日時・場所が特定できる)などの個人情報を掲載しないようにしましょう。これは、自分の情報だけでなく友達の情報でも同様です。 また個人情報や投稿動画は一度公開されたものはインターネット上から完全に消すことはできません。

<不正アクセス>

他人の I Dやパスワードを使ってゲームをするなどといった "なりすまし" による不正アクセスは犯罪です。

<著作権法等の違反>

ゲームソフト・アニメ・音楽作品などには著作権があります。これらをコピーし、アップロードしたり、 友達に配ったりすることは著作権侵害にあたることを認識しましょう。

2 人の物をとってはいけない!

お店で商品として売られているものに限らず、人の物をとる行為は刑法でいう『窃盗罪』にあたりいうまでもなく犯罪です。万引きをした後で、品物を返したり、お金を支払ってもその罪が消えることはありません。万引きの際に見張りをしていただけでも同じ犯罪にあたります。

同じく、他人の自転車を無断で借用する自転車盗も窃盗罪にあたります。放置自転車であっても勝手に乗り回すと占有離脱物横領罪にあたることもあります。(自転車は個人の財産とみなされており、第三者が盗み放置されている可能性もあるため勝手に乗り回すことは許されません。)

◎人の物を盗ることは、どんな理由があろうがいけないことです。=犯罪です。

3 薬物の乱用はゼッタイにいけない!・・・自分の身を滅ぼすことになりかねません。

薬物の乱用とは、医薬品を医療目的以外に使用すること、または医療目的にない薬物を不正に使用することをいいます。精神に影響を及ぼす物質の中で習慣性があり、乱用され、または乱用される恐れのある薬物として各種危険ドラッグ、シンナー・ボンドなどの有機溶剤、覚せい剤、大麻、MDMAなどの合成麻薬、コカイン、ヘロイン、向精神薬などがありこれらの取り扱いが法律により禁止または制限されています。薬物乱用は人間の精神や身体をボロボロにし、人間が人間として生活を営むことをできなくするだけでなく、最悪の場合は、死に至らしめます。

◎「一度だけ」といった好奇心や遊びのつもりで"薬物"に手を出すようなことは絶対にしない!